

## 日本放送協会定款等の変更について

平成 22 年 11 月 26 日に成立した「放送法等の一部を改正する法律」(同年 12 月 3 日公布)により、協会に関連する放送法の規定が改正されたことに伴い、「日本放送協会定款」、「日本放送協会放送受信規約」及び「放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準」の一部を変更することとしたいので、定款第 13 条第 1 項第 1 号ケ、コ、スの規定に基づき、議決を得たい。

なお、本議案決定のうえは、放送法第 8 条の 3 第 2 項、第 32 条第 3 項、第 9 条第 9 項の規定に基づき、総務大臣に認可申請を行う。

### 1 変更の内容

変更到大臣認可を要する規程類について、放送法の改正を反映させる所要の整備を行うとともに、あわせて、一部字句修正等を行おうとするもの。

#### 【定款】(別紙 1 : 新旧対照)

##### (1) 法改正を反映する変更

- ・ 定義・用語の変更
- ・ 受信契約に関するみなし規定の追加
- ・ 番組審議会への諮問・報告に関する新たな義務規定の追加
- ・ 法律の条文番号変更の反映

##### (2) 字句修正

#### 【受信規約】(別紙 2 : 新旧対照)

##### (1) 法改正を反映する変更

- ・ 法律の条文番号変更の反映 (前文、第 10 条)

##### (2) 規定の一部削除 (第 13 条の 2)

#### 【第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準】(別紙 3 : 新旧対照)

##### (1) 法改正を反映する変更

- ・ 法律の条文番号変更の反映 (基準名、前文)
- ・ 有線テレビジョン放送法の廃止に伴い、該当部分を削除 (前文)
- ・ 施行日に関する規定の変更等 (第 3、第 4、第 5)

### 2 変更実施の期日

放送法等の一部を改正する法律 (平成 22 年法律第 65 号) の施行の日

(参考) 今回変更しようとする規程に関する放送法の規定

(定款)

**第8条の3** 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び会計に関する事項
- 五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 放送債券の発行に関する事項
- 八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(受信規約)

**第32条** 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその受信についての契約をしなければならない。(以下略)

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(放送法第9条第2項第2号の業務の基準)

**第9条**

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること。(以下略)

9 協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

## 「日本放送協会定款」新旧対照

定 款 (変更案)	現 行
<p>(目的)</p> <p><b>第3条</b> 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による<u>国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。</u></p> <p>(業務)</p> <p><b>第4条</b> 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる放送による<u>国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）</u>を行うこと。</p> <p>ア 中波放送 イ 超短波放送 ウ テレビジョン放送</p> <p>(2) テレビジョン放送による<u>国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）</u>を行うこと。</p> <p>(3) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。</p> <p>(4) 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。</p> <p>(5) 邦人向け<u>協会国際衛星放送</u>及び外国人向け<u>協会国際衛星放送</u>を行うこと。</p> <p>2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る<u>放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。</u></p> <p>(2) 本協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（<u>放送に該当するものを除く。</u>）。</p> <p>(3) 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第3条</b> 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による<u>国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。</u></p> <p>(業務)</p> <p><b>第4条</b> 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる放送による<u>国内放送</u>を行うこと。</p> <p>ア 中波放送 イ 超短波放送 ウ テレビジョン放送</p> <p>(2) テレビジョン放送による<u>委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。）</u>を行うこと。</p> <p>(3) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。</p> <p>(4) 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。</p> <p>(5) 邦人向け<u>委託協会国際放送業務</u>及び外国人向け<u>委託協会国際放送業務</u>を行うこと。</p> <p>2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者<u>に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。</u></p> <p>(2) 本協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（<u>放送及び有線放送に該当するものを除く。</u>）。</p> <p>(3) 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に</p>

提供すること。

- (4) 放送番組及びその編集上必要な資料を、外国放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。
  - (5) 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。
  - (6) 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
  - (7) 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3 本協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。
- (1) 本協会の保有する施設又は設備（本協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。
  - (2) 委託により、放送番組等を制作する業務その他の本協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であって、本協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。
- 4 本協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとする。
- 5 本協会は、第2項第1号の協定を締結し、若しくは変更しようとするとき、又は同項第8号若しくは第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受ける。
- 6 本協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従う。

（出資）

**第5条** 本協会は、第49条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第21条に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条に定める者に出資する。

提供すること。

- (4) 放送番組及びその編集上必要な資料を、外国放送事業者又は外国有線放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。
  - (5) 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。
  - (6) 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
  - (7) 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3 本協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。
- (1) 本協会の保有する施設又は設備（本協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。
  - (2) 委託により、放送番組等を制作する業務その他の本協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であって、本協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。
- 4 本協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとする。
- 5 本協会は、第2項第1号の協定を締結し、若しくは変更しようとするとき、又は同項第8号若しくは第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受ける。
- 6 本協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従う。

（出資）

**第5条** 本協会は、第49条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第9条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第9条の2の2に定める者に出資する。

(公告)

**第7条** 本協会の公告は、本協会の放送によって行うほか、官報に掲載して行う。

(経営委員会の権限等)

**第13条** 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 次に掲げる事項の議決

ア 本協会の経営に関する基本方針

イ 監査委員会の職務の執行のために必要な次の事項

(ア) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

(イ) (ア)の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

(ウ) 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

(エ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備

(ア) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制

(イ) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ウ) 損失の危険の管理に関する体制

(エ) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(オ) 職員の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制

(カ) 本協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(キ) 経営委員会の事務局に関する体制

エ 収支予算、事業計画及び資金計画

オ 第57条第1項の業務報告書及び第73条第1項に規定する財務諸表

カ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

キ テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止

(公告)

**第7条** 本協会の公告は、本協会の放送（本協会の委託により行われる受託国内放送を含む。）によって行うほか、官報に掲載して行う。

(経営委員会の権限等)

**第13条** 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 次に掲げる事項の議決

ア 本協会の経営に関する基本方針

イ 監査委員会の職務の執行のために必要な次の事項

(ア) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

(イ) (ア)の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

(ウ) 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

(エ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備

(ア) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制

(イ) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ウ) 損失の危険の管理に関する体制

(エ) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(オ) 職員の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制

(カ) 本協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(キ) 経営委員会の事務局に関する体制

エ 収支予算、事業計画及び資金計画

オ 第57条第1項の業務報告書及び第73条第1項に規定する財務諸表

カ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）

キ 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止

ク 第47条第1項に規定する国内番組基準及び第48条第3項に規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計画

ケ 定款の変更

コ 第55条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

サ 放送債券の発行及び借入金の借入れ

シ 土地の信託

ス 第4条第6項に規定する基準

セ 第49条第2項及び第54条第1項に規定する基準

ソ 第50条に規定する基準及び方法

タ 第9条に規定する給与等の支給の基準及び第10条に規定する服務に関する準則

チ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わず、これに類するものを含む。）

ツ 収支予算に基づき議決を必要とする事項

テ 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項

ト 外国放送事業者及びその団体との協力に関する基本事項

ナ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ニ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ヌ 第5条の総務大臣の認可を受けて行う出資

ネ 放送法第85条第1項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等

ノ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため本協会が設置する組織の委員の委嘱

ハ アからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

(2) 役員の職務の執行の監督

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。

3 委員は、放送法又は放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができない。

4 委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。

(受信者意見の聴取)

**第14条** 経営委員会は、前条第1項に規定する

ク 第47条第1項に規定する国内番組基準及び第48条第3項に規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計画

ケ 定款の変更

コ 第55条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

サ 放送債券の発行及び借入金の借入れ

シ 土地の信託

ス 第4条第6項に規定する基準

セ 第49条第2項及び第54条第1項に規定する基準

ソ 第50条に規定する基準及び方法

タ 第9条に規定する給与等の支給の基準及び第10条に規定する服務に関する準則

チ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わず、これに類するものを含む。）

ツ 収支予算に基づき議決を必要とする事項

テ 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項

ト 外国放送事業者及び外国有線放送事業者並びにそれらの団体との協力に関する基本事項

ナ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ニ 第4条第5項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ヌ 第5条の総務大臣の認可を受けて行う出資

ネ 放送法第47条第1項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等

ノ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため本協会が設置する組織の委員の委嘱

ハ アからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

(2) 役員の職務の執行の監督

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。

3 委員は、放送法又は放送法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の本協会の業務を執行することができない。

4 委員は、個別の放送番組の編集について、放送法第3条の規定に抵触する行為をしてはならない。

(受信者意見の聴取)

**第14条** 経営委員会は、前条第1項に規定する

権限の適正な行使に資するため、放送法第64条第1項の定めるところにより本協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取する。

2 前項の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行う。

- (1) 会合は全国各地方で、年6回以上行う。
- (2) 会合には、少なくとも1人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席する。
- (3) 会合においては、経営委員会の委員が本協会の基本方針その他必要な事項を説明する。

(経営委員会の組織)

**第15条** 経営委員会は、放送法第31条の定めるところにより内閣総理大臣によって任命された委員12人をもって組織する。

2 経営委員会に委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任期)

**第16条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(委員の罷免)

**第17条** 委員は、放送法第35条及び第36条に定める場合を除くほか、その意に反して罷免されない。

(会長等の任命)

**第38条** 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当たっては、経営委員会は、委員9人以上の多数による議決による。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。

- (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者
- (2) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

権限の適正な行使に資するため、放送法第32条第1項の定めるところにより本協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取する。

2 前項の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行う。

- (1) 会合は全国各地方で、年6回以上行う。
- (2) 会合には、少なくとも1人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席する。
- (3) 会合においては、経営委員会の委員が本協会の基本方針その他必要な事項を説明する。

(経営委員会の組織)

**第15条** 経営委員会は、放送法第16条の定めるところにより内閣総理大臣によって任命された委員12人をもって組織する。

2 経営委員会に委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任期)

**第16条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(委員の罷免)

**第17条** 委員は、放送法第19条及び第20条に定める場合を除くほか、その意に反して罷免されない。

(会長等の任命)

**第38条** 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当たっては、経営委員会は、委員9人以上の多数による議決による。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。

- (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者
- (2) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であって、非常勤のものを除く。）
- (4) 政党の役員（任命の日以前1年間においてこれに該当した者を含む。）
- (5) 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称であってもこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の10分の1以上を有する者（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- (6) 新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員、職員若しくはその法人の議決権の10分の1以上を有する者（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- (7) 前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）

（会長等の兼職制限）

- 第42条** 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
- 2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

（国内基幹放送の放送番組の編集等）

- 第46条** 本協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、次の各号の定めるところによる。
- (1) 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
  - (2) 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
  - (3) 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 本協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表する。

- (3) 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であって、非常勤の者を除く。）
- (4) 政党の役員（任命の日以前1年間においてこれに該当した者を含む。）
- (5) 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称であってもこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の10分の1以上を有する者（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- (6) 新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員、職員若しくはその法人の議決権の10分の1以上を有する者（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- (7) 前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）

（会長等の兼職制限）

- 第42条** 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
- 2 会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）、電気通信役務利用放送事業及び有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

- 第46条** 本協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たっては、次の各号の定めるところによる。
- (1) 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
  - (2) 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
  - (3) 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 本協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表する。



(国内番組基準)

**第47条** 本協会は、国内基幹放送の放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて国内基幹放送の放送番組の編集の基準（以下「国内番組基準」という。）を定め、これに従って国内基幹放送の放送番組の編集を行う。

2 本協会は、前項の規定により国内番組基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

(国際放送等の放送番組の編集等)

**第48条** 本協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにする。

2 本協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにする。

3 前条第1項の規定は、本協会の国際放送及び協会国際衛星放送（以下「国際放送等」という。）の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替える。

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

**第49条** 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社として保有する。

(1) 本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

(2) 本協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた本協会以外の者

(国内番組基準)

**第47条** 本協会は、国内放送及び受託国内放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて国内放送等の放送番組の編集の基準（以下「国内番組基準」という。）を定め、これに従って国内放送等の放送番組の編集を行う。

2 本協会は、前項の規定により国内番組基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

(国際放送等の放送番組の編集等)

**第48条** 本協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにする。

2 本協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向け放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにする。

3 前条第1項の規定は、本協会の国際放送及び受託協会国際放送（以下「国際放送等」という。）の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替える。

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

**第49条** 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社として保有する。

(1) 本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

(2) 本協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定によ

又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を本協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

- 2 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託する。
- 3 本協会は、前項の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。

**第50条** 本協会は、第4条第4項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。

- 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、第67条に規定する国際放送番組審議会に諮問する。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、本協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 本協会は、第1項に規定する基準及び方法を定め、又は変更した場合には、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出る。

（広告放送の排除）

**第51条** 本協会は、放送法第83条の定めるところにより、他人の営業に関する広告の放送をしない。

（受信料）

**第55条** 本協会は、放送法第64条第1項に基づき、本協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、別に定める受信契約条項に従い、受信料を徴収する。

- 2 本協会は、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。
- 3 第1項の受信契約条項は、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。

り受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること

- 2 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託する。
- 3 本協会は、前項の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出る。

**第50条** 本協会は、第4条第4項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。

- 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、第67条に規定する国際放送番組審議会に諮問する。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 本協会は、第1項に規定する基準及び方法を定め、又は変更した場合には、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出る。

（広告放送等の排除）

**第51条** 本協会は、放送法第46条の定めるところにより、他人の営業に関する広告の放送又は放送の委託をしない。

（受信料）

**第55条** 本協会は、放送法第32条第1項に基づき、本協会の放送（本協会の委託により行われる受託国内放送を含む。）を受信することのできる受信設備を設置した者から、別に定める受信契約条項に従い、受信料を徴収する。

- 2 本協会は、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除しない。
- 3 第1項の受信契約条項は、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。

4 本協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを本協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

(情報公開)

**第58条** 本協会は、本協会の財務及び業務の状況について、視聴者に対する情報の提供及び視聴者からの求めによる情報の開示に関する基準（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。

2 本協会は、前項の規定により情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

(苦情処理)

**第60条** 本協会は、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理する。

(中央審議会及び地方審議会の設置)

**第61条** 本協会は、国内基幹放送の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

2 地方審議会は、放送法第82条第2項に基づく政令で定める地域ごとに置く。

(任務)

**第62条** 中央審議会は、次条第1項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。

2 地方審議会は、次条第2項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。

3 中央審議会及び地方審議会は、国内基幹放送の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べることができる。

(諮問事項)

**第63条** 本協会が国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送（特別な事業計画によるものを除く。）の放送番組の種別の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問しなければならない。

2 本協会が第61条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。

3 会長は、前二項に掲げるもののほか、国内基

(情報公開)

**第58条** 本協会は、本協会の財務及び業務の状況について、視聴者に対する情報の提供及び視聴者からの求めによる情報の開示に関する基準（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。

2 本協会は、前項の規定による情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。

(苦情処理)

**第60条** 本協会は、その業務に関して申し出のあった苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理する。

(中央審議会及び地方審議会の設置)

**第61条** 本協会は、国内放送等の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

2 地方審議会は、放送法第44条の2第2項に基づく政令で定める地域ごとに置く。

(任務)

**第62条** 中央審議会は、次条第1項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。

2 地方審議会は、次条第2項及び第3項の規定による会長の諮問に応じて答申する。

3 中央審議会及び地方審議会は、国内放送等の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べることができる。

(諮問事項)

**第63条** 本協会が国内番組基準及び国内放送等の放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問しなければならない。

2 本協会が第61条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。

3 会長は、前二項に掲げるもののほか、国内放

幹放送の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、中央審議会又は地方審議会に諮問することができる。

- 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第61条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

(報告事項)

**第64条** 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告しなければならない。

- (1) 次条第1項の規定により講じた措置の内容
- (2) 放送法第9条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要
- (4) 国内基幹放送（特別な事業計画によるものを除く。）の放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間

(答申等に対する措置)

**第65条** 会長は、中央審議会又は地方審議会が第62条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

- 2 会長は、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 中央審議会又は地方審議会が会長の諮問に応じた答申又は会長に対して述べた意見の内容その他中央審議会及び地方審議会の議事の概要
  - (2) 前項の規定により講じた措置の内容
  - (3) 前条第4号の放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間

(国際審議会)

**第67条** 本協会は、国際放送等の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置く。

- 2 第62条第1項及び第3項、第63条第1項及び第3項、第64条（第4号を除く。）、第65条（第2項第3号を除く。）並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第62条第3項及び第63条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第63条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送（特別な事業

送等の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、中央審議会又は地方審議会に諮問することができる。

- 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第61条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

(報告事項)

**第64条** 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告しなければならない。

- (1) 次条第1項の規定により講じた措置の内容
- (2) 放送法第4条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(答申等に対する措置)

**第65条** 会長は、中央審議会又は地方審議会が第62条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。

- 2 会長は、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 中央審議会又は地方審議会が会長の諮問に応じた答申又は会長に対して述べた意見の内容その他中央審議会及び地方審議会の議事の概要
  - (2) 前項の規定により講じた措置の内容

(国際審議会)

**第67条** 本協会は、国際放送等の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置く。

- 2 第62条第1項及び第3項、第63条第1項及び第3項、第64条、第65条並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第62条第3項及び第63条第3項中「国内放送等」とあるのは「国際放送等」と、第63条第1項中「国内番組基準及び国内放送等」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員

計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

(企業会計原則)

**第70条** 本協会の会計は、放送法第69条に基づく総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(収支予算等)

**第71条** 本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これを総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第70条第2項の規定による国会の承認を受けて、これを実施する。

(会計監査人の権限等)

**第76条** 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は本協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

4 監査委員会が選定した監査委員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(放送債券)

**第80条** 本協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、必要があるときは、放送債券を発行する。ただし、その発行額は、放送法第74条第3項の規定による会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による本協会の純財産額の3倍を超えないものとする。

2 本協会は、発行済みの放送債券の借換えのた

7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。

(企業会計原則)

**第70条** 本協会の会計は、放送法第36条の2に基づく総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(収支予算等)

**第71条** 本協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これを総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第37条第2項の規定による国会の承認を受けて、これを実施する。

(会計監査人の権限等)

**第76条** 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は本協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

4 監査委員会が選定した監査委員会の委員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(放送債券)

**第80条** 本協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、必要があるときは、放送債券を発行する。ただし、その発行額は、放送法第40条第3項の規定による会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による本協会の純財産額の3倍を超えないものとする。

2 本協会は、発行済みの放送債券の借換えのた

め、必要があるときは、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行する。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせるときは、第1回の払込みの期日）から6箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償還する。

3 本協会は、第1項の規定による放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償還額の10分の1に相当する額を償還積立金として積み立てる。

4 前項の積立金は、放送債券を償還する場合に限り、充当することができる。

#### 附 則

1 この定款は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日から施行する。

2 会長は、この定款の施行前においてもこの定款による変更後の第63条第1項に規定する放送番組の種別の基準を定めるために、中央審議会に諮問することができる。

め、必要があるときは、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行する。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせるときは、第1回の払込みの期日）から6箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償還する。

3 本協会は、第1項の規定による放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償還額の10分の1に相当する額を償還積立金として積み立てる。

4 前項の積立金は、放送債券を償還する場合に限り、充当することができる。

#### 附 則

1 この定款は、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この定款の施行の際現に本協会が変更前の定款（以下「旧定款」という。）第4条第1項第4号の委託協会国際放送業務を行っている場合であって、当該業務の一部がこの定款の第4条第4項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会放送業務である場合には、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、この定款の第49条第2項の規定は、適用しない。

3 この定款の第57条、第70条、第73条、第74条並びに第79条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に開始する本協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した本協会の事業年度については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において本協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書（次項において「貸借対照表等」という。）の総務大臣への提出の日までとする。

5 第3項の規定により監事が本協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合には、旧定款第18条第3項、第20条、第22条、第23条第4項及び第5項、第25条並びに第26条第1項の規定は、なお効力を有する。

(別紙2)

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p>放送法（昭和25年法律第132号）<u>第64条</u>第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）<u>第32条</u>第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。</p>
<p><b>第10条</b> 放送法<u>第64条</u>第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。 (以下略)</p>	<p><b>第10条</b> 放送法<u>第32条</u>第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。 (以下略)</p>
<p><b>第13条の2</b> 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、放送受信料免除の基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。</p>	<p><b>第13条の2</b> 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、放送受信料免除の基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼、<u>第7条の2に規定するICカードのユーザー登録のために行なう第三者提供</u>をその利用の目的とする。</p>
<p>付則 1 この規約は、<u>放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日</u>から施行する。</p>	<p>付則 1 この規約は、<u>平成22年12月1日</u>から施行する。</p>

## 「放送法第9条第2項第2号の業務の基準」新旧対照

(下線部は変更部分)

変更案	現行
<p data-bbox="213 450 778 483"><u>放送法第20条第2項第2号の業務の基準</u></p> <p data-bbox="204 562 788 981">協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送に該当するものを除く。）（<u>放送法第20条第2項第2号</u>に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。</p> <p data-bbox="204 1171 320 1205"><b>第1 略</b></p> <p data-bbox="204 1227 320 1261"><b>第2 略</b></p> <p data-bbox="204 1283 523 1317"><b>第3 この基準の施行日</b></p> <p data-bbox="268 1339 788 1485">この基準は、<u>放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日</u>から施行する。</p> <p data-bbox="204 1507 528 1541"><b>第4 この基準の見直し</b></p> <p data-bbox="236 1563 788 1753">この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、<u>平成20年11月20日</u>から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。</p> <p data-bbox="220 1832 304 1865">(削除)</p>	<p data-bbox="842 450 1378 483"><u>放送法第9条第2項第2号の業務の基準</u></p> <p data-bbox="817 562 1401 1093">協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（<u>放送および有線テレビジョン放送法第2条第1項</u>に規定されている有線放送に該当するものを除く。）（<u>放送法第9条第2項第2号</u>に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。</p> <p data-bbox="817 1171 933 1205"><b>第1 略</b></p> <p data-bbox="817 1227 933 1261"><b>第2 略</b></p> <p data-bbox="817 1283 1136 1317"><b>第3 この基準の施行日</b></p> <p data-bbox="880 1339 1401 1429">この基準は、<u>平成20年11月20日</u>から施行する。</p> <p data-bbox="817 1451 1141 1485"><b>第4 この基準の見直し</b></p> <p data-bbox="849 1507 1401 1709">この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、<u>その施行日から3年後</u>を目途に必要な見直しを行うこととする。</p> <p data-bbox="817 1776 997 1809"><b>第5 その他</b></p> <p data-bbox="849 1832 1401 2033"><u>第1の7の基本計画のうち平成20年度に係るものについては、この基準について総務大臣の認可を得た後、この基準の施行日までに公表する。</u></p>